

泉佐野市奨学生募集について

泉佐野市では、令和8年度の奨学生をつぎのとおり募集します。

1. 申請の資格

次の(1)～(4)のすべてに該当する生徒に限ります。

- (1)本市に住所がある世帯に属し、経済的な理由により修学が困難な方。
- (2)学生として所定の学業を修めることができる方。
- (3)令和8年度に、学校教育法に規定する高等学校（視覚支援学校、聴覚支援学校及び支援学校の高等部を含む。）、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程、専門学校（専修学校の専門課程を含む。）、大学（単位取得を目的とした海外の大学を含む）及び短期大学に修学する予定の方。または在学中の方。
- (4)連帯保証人 保護者及び世帯を異にする者（原則として市内在住者）を立てることができる方。

2. 申請書受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月15日（水）まで（土日祝除く）

3. 貸与額

区 分		月額貸与額	年間貸与額
・高 校	国・公立	5,000円	60,000円
	私 立	5,000円	60,000円
・大 学	国・公立	30,000円以内	360,000円以内
	私立	40,000円以内	480,000円以内

年間貸与額を年3回【5月15日（初年度は6月）、10月15日、1月15日】に分けて貸与（口座振込）します。ただし、申請者が理由を付して一括貸付けを申請し、教育委員会が認めた場合は、一括貸付けを行うことができます。

※大学奨学金は、国、府の動向により、月額貸与額を変更することがありますので、ご了承ください。

4. 申請手続

- ・奨学金借受申請書、在学証明書、令和7年度所得証明書（令和7年1月2日以降に転入した場合のみ。世帯で収入のある人全員分）を学校教育課に提出お願いします。
- ・貸付決定後に申請者世帯の住民票（記載事項の省略不可）及び保護者と連帯保証人の印鑑証明書、課税世帯の場合は納税証明書の提出をお願いします。

5. 返還方法

- ・奨学金は無利息です。貸付期間終了の翌日から高校・専修学校（高等課程）は月額5,000円を3年以内、大学・専修学校（専門課程）は月額10,000円を16年以内で返還いただきます。
- ・ただし、さらに上級学校に進学したときは、本人の申請により、その在学期間中は、返還を猶予する事ができます。

6. 届出義務

申請者は貸付決定後に以下に掲げる書類を教育委員会に届出させていただきます。

- | | |
|--|----------|
| (1) 毎年4月 | 在学証明書 |
| (2) 本人、保護者又は連帯保証人の住所、職業その他重要な事項に変更があったとき | 異動届 |
| (3) 休学、復学、転学又は退学しようとするとき | 休学等届 |
| (4) 奨学金を辞退しようとするとき | 奨学金辞退申出書 |

7. 貸付の廃止

申請者が貸付決定後に以下のいずれかに該当したとき、奨学金の貸付けを廃止できます。また、その場合、奨学金停止・廃止通知書により通知いたします。

- (1) 申請の資格を失ったとき。
- (2) 条例、規則及び要綱に違反したとき。
- (3) 傷病その他の理由により修学の見込みがないと認めたとき
- (4) その他、教育委員会が貸し付けることが適当でないと認めたとき

8. 遅延損害金

- ・奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、遅延損害金及び催促に係る実費相当額を納付していただきます。